

【記入方法】

家畜防疫互助金交付年次契約申込書兼同意書

提出日を記入ください。

実印を必ずお願いいたします。

日中の連絡窓口先(担当者名)を記入してください。

申込者、口座名義人等のフリガナを忘れずに記入ください。

印刷様式第2号 鶏用 (業務方法書第6条関係) ※必ず、送付前に控えを取り、保存するようにしてください。

鶏用 令和6年度 家畜防疫互助金交付年次契約申込書兼同意書

令和 年 月 日

一般社団法人 日本養鶏協会
会長 米山 大介 殿

貴協会家畜防疫互助基金支援業務方法書第6条第1項(交付契約の申込み及び締結)の規定に基づき、家畜防疫互助金交付契約(令和6年度年次契約)を締結いたしました。下記のとおり必要書類を添えて申込みします。下記事項及び家畜防疫互助金交付契約書の全ての内容に同意し、これを履行します。また、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第77号)及び同法に定める飼養衛生管理基準を遵守することを誓約します。

【年次契約の締結について】
・不備のない交付契約の申込みを行って、当協会が請求する生産者積立金を指定期日までに納付した場合は本申込受理とし、指定期日を超えて納付した場合は当該納付日とします。
上記にのっとり、前期から継続して参加を希望する生産者が、令和6年8月31日までに交付契約を締結し、当該協会に請求する生産者積立金を指定期日までに納付した場合は、令和6年4月1日とします。

【年次契約の締結について】
・本年度の互助事業の終了日とします。

申込者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)
(フリガナ) _____ 実印

【連絡先/担当者名: _____】

郵便番号 _____ 住所 _____

電話番号 _____ FAX _____

*日中、連絡のとれる電話番号があればご記入ください。(携帯番号、商會の電話番号等)
_____ メールアドレス _____

積立金(単位:万円)	契約区分(どちらかにのみつけて下さい)			
	家畜型	企業型	肉用鶏	種鶏
6	3	0.2	8	4
8	4	0.3	12	5

締結表(契約羽数の合計) (単位:羽)

成鶏	育成鶏(下記定義の鶏)	肉用鶏		種鶏	
		成鶏	育成鶏	成鶏	育成鶏(下記定義の鶏)

育成鶏の場合、日齢を必ず記入ください。

農場名と農場住所(番地までご記入ください)

農場名	採卵鶏		肉用鶏		種鶏	
	成鶏	育成鶏	成鶏	育成鶏	成鶏	育成鶏
農場名						
〒						
農場名						
〒						
農場名						
〒						

農場名と農場住所、農場ごとの羽数を家畜法定期報告の農場単位で記入ください。(農場住所の所在の確認に使用しますので郵便番号も忘れずに記入してください。)

※農場が多数ある場合は別紙に記入の上、最終行に合計欄を設けてご記入ください。

郵便番号(必要に応じて下記の申請書を添付してください。)
*事務代行先用: 加入者が行うべき契約等に關する業務を他の者が代行する場合に添付が必要とする。

協会の使用印

契約番号 _____

契約承認日(協会の使用印)

契約を希望する型のいずれかを○で囲んでください。

契約を希望する種類の欄に契約する羽数の合計を記入ください。(下記の農場内訳の合計と一致させてください。)

育成鶏の場合は日齢を必ず記入ください。

農場名と農場住所、農場ごとの羽数を家畜法定期報告の農場単位で記入ください。(農場住所の所在の確認に使用しますので郵便番号も忘れずに記入してください。)

※農場が多数ある場合は別紙に記入の上、最終行に合計欄を設けてご記入ください。

継続で加入される方は、契約番号を記入ください。
※Kで始まる番号ではありません。

家畜防疫互助金交付基本契約書

裏面

※2枚とも同様に記入をお願いします。

(互助金交付単価の決定方法)
第13条 互助金交付単価の決定は、業務方法書第17条(1)の規定によるものとする。

(互助金の交付)
第14条 生産者積立金をもって家畜防疫互助基金を造成し、当該基金を管理する甲は、乙が高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生時に家畜の殺処分等を行った場合に、当該疾病発生農場の経営再開までに必要な経費等を支援するため、互助金を交付するものとする。
2 乙が互助金の交付を受ける時は、第12条に定める交付対象家畜を確認し、甲所定の手段に従い、交付対象家畜の患畜または疑似患畜が確認された日を起算日として、年以内互助金の交付申請を行うものとする。

(互助金の不交付又は返還)
第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には、乙に対し、互助金の全部又は一部を交付せず、又は既に交付した互助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
(1) 本契約及び年次契約が企業型の場合、第5条第2項(1)に該当しないと認められる場合であって同項(2)と見なして互助金を交付するとき。
(2) 第8条に定める期日までに乙が納付すべき生産者積立金を納付していないとき。
(3) 第14条第2項に定める交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
(4) 家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったとき。
(5) 家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったとき。
(6) 故意若しくは重大な過失により法令に違反したとき。
(7) 報告を求められた場合において、その報告を拒否し、又は故意若しくは重大な過失によって不実の報告をしたとき。
(8) (この号においては、その代表者又は役員等を含む)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成9年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員に該当する暴力団員に該当する者(以下「暴力団等の反社会的勢力」という。)であることが判明した場合。

(権利譲渡等の禁止)
第16条 甲は、甲の書面による承諾を得ないで、本契約及び年次契約により生ずる一切の権利を第三者に譲渡し又は質権その他の担保権の目的とする等の処分をしてはならない。

(個人情報の保護)
第17条 甲は、乙から取得した個人情報等を本事業遂行のために利用するものとし、それ以外の用途には利用しないものとする。ただし、甲は、本事業遂行のため、事務委託先、都道府県、市町村及び機構等に対し乙の情報を提供できるものとする。

(契約の解除)
第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らかの通知又は催告をすることなく本契約及び年次契約を解除することができるものとする。
(1) 乙が家畜法に違反する行為を行ったとき。
(2) 本契約の締結書、第3条第1項の書面又は第14条第2項に定める交付申請書に虚偽の記載をしたとき。
(3) 第8条に定める期日までに乙が納付すべき生産者積立金の納付がなかったとき。
(4) 業務方法書第20条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を拒否し、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大な過失により法令に違反したとき。
(5) 甲が、乙が本契約又は年次契約に定める義務に違反したとき。
(6) 甲の理事長において、契約を解除することにつきやむを得ない事由があると認められたとき。

(7) 乙(この号においては、その代表者又は役員等を含む)が、暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合。

(契約内容の変更)
第19条 本契約又は年次契約の締結後において、要綱又は業務方法書の内容に変更があった場合には、甲が乙に通知の上、締結内容を要綱を変更することができるものとする。

(契約の期間)
第20条 本契約の有効期間は、甲乙間で最初に成立した年度の年次契約の締結日から、本事業年度(第9期)における本事業に係る全ての業務が終了するまでとする。

(経費の解決)
第21条 前各条のほか、本契約及び年次契約に關して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

(その他)
第22条 本契約及び年次契約に定めるもののほか、甲が必要と認める事項については、乙に対し、報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。
2 本契約及び年次契約に定めるもののほか、互助金の交付に係る権利義務の内容及び本契約の履行に關し必要な事項は、要綱及び業務方法書に定めるところによるものとする。
3 本契約及び年次契約の期間中に要綱、業務方法書が改正された場合は、それぞれ改正後の規定が適用されるものとする。

(住所の変更の際の変更申請と通知の効力)
第23条 乙は、本契約又は年次契約の締結後、住所に変更があったときは、甲に対して、遅滞なく、第3条第3項に基づき契約の変更申請を行わなければならない。
2 甲から乙への通知は、前項による申請が受理された場合は変更後の住所、前項の届出がない場合は本契約又は年次契約の締結時の住所に対して、書面を発送したときに効力が発生するものとし、書面の到達の如何によって通知の効力は妨げられない。

(管轄裁判所の合意)
第24条 本契約及び年次契約に關する法律上争訟に關しては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

上記の契約の証として契約書2通を締結し、甲、乙各1通を保有する。

本契約の締結日
(日本養鶏協会で押印)

甲 住 所 〒104-0033 東京都中央区新川12-6-16
代 表 者 一般社団法人 日本養鶏協会
名 義 人 会長 米山 大介 印

乙 住 所 〒 _____

申 込 者 _____ 印
(法人にあっては、名称及び代表者)

日付は記入しないでください。
※協会記入欄です

申込者のお名前、住所を記入の上、実印をお願いいたします。